

14 保健・医療

現状と課題

少子高齢化が進行していく中、町民の健康増進はますます重要になり、それを支える健康増進事業や医療環境の充実は重要性が増していきます。

また、少子化を背景として、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援が求められており、本町で安心して子育てができる環境づくりがますます重要になってきています。さらに、住み慣れたまちで町民が健康に生活を継続できるように、健康寿命の延伸に向けた生活習慣病の発症予防と重症化予防に重点を置いた健康づくりが必要になっています。このように、町民の健康づくりは、予防に重点を置いた事業展開が求められています。

今後は、町民の健康寿命延伸や医療費削減に向けて、生活習慣病予防に重点を置いた保健事業を展開し、医療にかかる前の町民の健康づくりや予防などの保健事業の推進が求められています。

また、本町の地域医療のあり方として、診療所の安定運営を図りながら地域住民が望む医療の提供や療養上の指導・助言を行う体制づくりが求められています。加えて、今後は在宅医療^{*}の推進、医療と介護の連携、2025年問題^{*}に向けた地域包括ケアシステムでの中心的な役割も重要となってきます。

基本方針

(1) 健康づくりの推進

自らの健康を守るという意識を持つよう、生活習慣病に関する正しい知識の普及と健康診断受診の推進や保健指導を進めます。また、生活習慣病の発症予防や重症化予防のためには、食事や運動、休養などの生活習慣の改善が必要であるため、健康教室や健康運動教室などを実施し、生活習慣を改善していくきっかけづくりを進めるとともに、一人ひとりが食育を自分や家族の問題として認識し、具体的に食育に取り組むことができるような体制づくりのため、関係機関などとの連携を図りながら、健康づくりを推進します。

また、こころの健康についての正しい知識の普及啓発を実施し、自分や周囲の人のこころの健康に関心を持ち、こころの変化に気づくことや見守ることができるような地域づくりを進めていきます。加えて、相談窓口などについての適切な情報の提供を図り、だれもが相談しやすい環境づくりを進めます。

妊娠期から出産・子育てにわたる各種健康診査や訪問指導と予防事業の充実を図り、子育てへの不安の軽減や子どもの健全な育成を支援します。

(2) 保健体制の充実

町民だれもが健康づくり事業を活用しながら、自らの健康づくりに積極的に取り組むことができるように体制づくりを進めます。

子育て環境に関しては、妊娠期からの切れ目のない母子保健の充実、子育て支援の充実などに向けた子育て支援の体制づくりや支援を推進します。

また、これらを進めるための保健師などの確保に努めます。

(3) 医療体制の充実

本町で安心して暮らすことができるよう、診療所を中心とした医療提供体制の充実を進めます。また、超高齢化社会に対応するための在宅医療の拡充、地域の特色を活かした療養体制への支援、第二次医療圏*との連携による遠隔診療体制*などの整備を積極的に推進します。

療養生活者の支援として、訪問看護事業や居宅療養管理指導事業などについても積極的に取り組みます。



15 地域福祉

現状と課題

子どもから高齢者、また、障がいのある人が安心して、ともに暮らし、ともに生きるまちづくりを実現するために、一人ひとりの理解と協力が必要です。

また、行政サービスだけでは行き届かないきめ細かな福祉を進めていくためには、地域での見守りや支え合いの重要性は今後さらに高まっていきます。

そのため、住み慣れた地域でだれもがいきいきと暮らすことができるよう、医療機関や社会福祉団体をはじめ、町内会、学校などと連携した地域福祉への参加と行動の促進、担い手の育成や住民が主体となった体制づくりが求められています。

自殺対策の推進については、地域社会全体の問題として認識し、関係団体、民間団体、企業、住民などの連携・協働による地域を挙げた自殺対策が必要になっています。

基本方針

(1) 地域福祉活動の充実

人口減少や高齢化が進行する中、介護職員などの福祉専門職をはじめ、民生委員・児童委員、ボランティアなどの地域における福祉活動を担う人材を確保し、多様なニーズに応えるスキル向上の取組を推進します。

(2) 支え合いの体制づくり

日常生活の困りごとや制度の狭間にある課題を解決するために、横断的な支援体制の構築が求められており、各種福祉団体と協働し、地域で支え合う体制づくりを推進します。

また、地域の実情や住民のニーズにも対応できるよう、相談体制の充実・強化を図ります。

(3) 自立生活を支えるサービスの向上と権利擁護の推進

町民が安心して暮らしていくために、諸制度を活用した自立生活を支援する取組を進め、近隣住民や民生委員・児童委員などの見守りと、限りある財源の中で適切な福祉サービスを受けることができるよう関係機関と連携を図ります。

また、認知症や障がいなどの理由により判断能力が十分でない人への権利擁護を図るため、成年後見制度*の普及啓発を推進します。

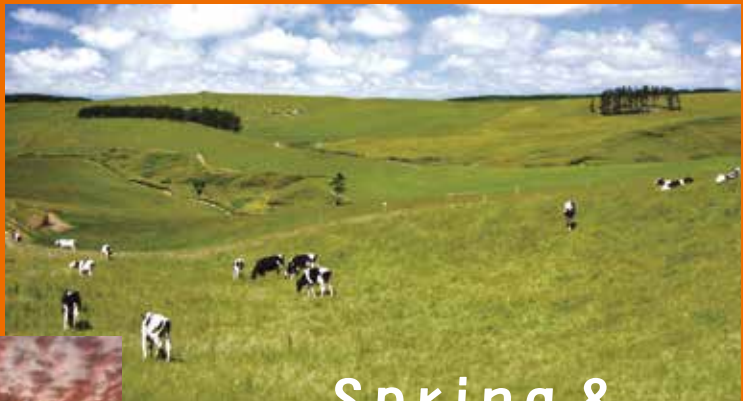
(4) 生きることの包括的な支援の推進

だれも自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、行政や関係団体、企業、個人などそれぞれの主体が果たすべき役割を明確化、共有化した上で、相互の連携と協働の取組から生きることの包括的な支援を推進します。

主な関連計画など

豊富町自殺対策計画





Spring & Summer

nature of Toyotomi



16 高齢者福祉

現状と課題

2025年問題を控え、後期高齢者の増加が予想されており、高齢者に対するきめ細やかな支援や福祉事業が求められています。

こうした状況の中、医療・介護(予防)・生活支援サービスを切れ目なく提供し、高齢者の地域生活を支援する地域包括ケアシステムの構築が必要です。

また、認知症への対策や介護予防など地域で支える体制の整備が必要となります。

そのため、地域による見守りをはじめ生活支援に対する意識醸成や体制の充実が求められます。加えて、豊富な知識と経験を有する高齢者が地域社会にかかわることはまちの活性化につながることから、高齢者の健康づくりを進めるとともに、ボランティア活動や社会参加を促すことが必要です。

核家族化などにより最期を過ごす場は多様化していますが、本町でいきいきと人生の最終期を過ごせる環境づくりを進めていくことが求められています。

基本方針

(1) 高齢者の健康づくりと介護予防の推進

豊かで充実した人生を送るためには、「自分の健康は自分で守り、つくる」という生涯を通じた町民一人ひとりの健康づくりの意識を高めるとともに、加齢に伴う生活機能の低下をできる限り予防し、高齢者の健康づくりから介護予防までを含めた総合的な事業の推進に努めます。

(2) 地域で支え合う仕組みづくり

高齢者が地域で安心・安全に暮らしていくために、住民や民生委員、介護サービス事業所、医療機関などの関係機関と連携した地域での見守り体制や支援体制づくりに向けて「地域包括ケアシステム」の構築を目指していきます。

今後、認知症高齢者の増加も見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも「地域包括ケアシステム」の構築が重要です。

また、認知症になっても本人の意思が尊重され、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、認知症の人及びその家族に対して、認知症初期集中支援チーム(認知症サポート医・保健師・社会福祉士など)による早期診断・早期対応に向けた支援の強化を図ります。

(3) 高齢者の社会参加・生きがいの促進

高齢者の多様性・自発性を十分尊重し、各種ボランティア団体やNPOなどとの連携を深め、老人クラブやさまざまな自主的な組織の活動の立ち上げと発展に各種支援を行い、高齢者が社会的役割や社会参加の機会を得るだけでなく、健康で生きがいを持ち、真に長寿が喜び合える社会づくりに努めます。

(4) 生活を支援するサービスの充実

要介護認定者やサービスに対する需要が増加していく中で、今後はこれらのニーズがさらに高まると予測されます。そのため、高齢者一人ひとりができる限り住み慣れた地域での生活を続けられるように生活支援サービスの充実を図ります。

また、高齢化が進む中で、将来の豊富町在宅老人デイサービスセンターの利用者の求める介護サービスの充実も含めた検討を進めます。

(5) 介護保険制度の安定的・持続的な運営

需要の増加が見込まれるサービスを高齢者が安心して受けられるように、不足する介護事業所の人材確保を進めるほか、介護保険制度を含めた社会保障制度全体の安定的・持続的な運営を図ります。そのために、「豊富町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を3年ごとに見直します。

主な関連計画など

豊富町高齢者保健福祉計画第7期介護保険事業計画



17 障がい者（児）福祉

現状と課題

本町では、障がいのある人やその家族への支援体制の整備を図るため、障がい福祉関係連絡会議の定期開催において、困難事例の情報共有や課題解決に向けた役割分担、ニーズの確認などを行い、支援が継続的に行われるよう協議を行っています。

一方で、障がいのある人が、自立した日常生活または社会生活を営むために必要な支援を提供できるよう、相談支援体制や福祉サービスの充実が求められています。

そこで、ともに生活する地域住民の理解や協力によるまちづくりの視点が必要となることから、障がいのある人を主体とした支援体制づくりを進め、希望する暮らしの実現や意欲・特性に応じた地域活動が保障される取組が必要です。

また、発達への不安・課題や障がいを抱える児の個々の育ちを尊重し、発達の段階や特性が不安や負担にならないよう関係機関との連携と福祉サービスの適切な提供が必要です。

基本方針

(1) 地域生活支援体制の充実

障がいのある人が自らの選択と決定により、生きがいをもって生活できるよう、当事者やその家族が抱える複合的な課題を把握し、関係機関と連携に努め、地域の実情に応じた支援体制づくりを推進します。

(2) 権利擁護の推進と暮らしやすい環境づくり

障がいがあっても安心して地域で暮らすことができるまちづくりを実現するため、障がいのある人の権利擁護の推進と地域とともに暮らすことができる支え合いの体制づくりを進めます。

障がいの特性や理解が深まるよう、地域の支援者や企業などへ正しい情報をわかりやすく伝え、ヘルプマーク^{*}やヘルプカード^{*}の普及を推進し、配慮を必要としている人へ思いやりのある行動を促します。

(3) 発達への不安・課題や障がいを抱える児に対する支援の充実

母子保健サービスと子どものライフステージに沿って、切れ目のない一貫した支援や子育て支援などでの早期相談、家族への受容、気づきに配慮した支援の充実を図ります。

また、本人が支援の輪の中心となり、理解を深めることが必要であり、関係機関との連携を促進します。

主な関連計画など

第5期豊富町障がい福祉計画及び第1期豊富町障がい児福祉計画



18 子ども・子育て

現状と課題

人口減少への対策として出生率の向上が求められており、移住定住の促進の観点からも、子育てしやすい環境づくりが重要です。さらに、次代を担う子どもが健やかに育っていくためには、子どもの育ちを支える良好な環境が求められます。

そのため、保育園としての保育機能の充実や子育て支援センターを活用した子育て支援の促進、さらには地域で子どもの育ちを支える仕組みなどが必要となります。

社会環境の変化から子育てにおけるニーズも多様化しています。子どもの成長はもちろん、保護者への支援の充実が必要となっています。

また、子どもの成長には切れ目のない年齢に応じた支援が求められています。

基本方針

(1) 子育て支援の充実

多様化する保育ニーズに引き続き対応し、一時保育や0歳児保育などの子育て支援の充実を図ります。また、子どもの貧困に関わる問題や虐待、育児放棄、親の孤立やひきこもりなどにも対応して、保護者への子育て支援の強化など地域で子どもを育てる仕組みづくりを推進します。

保育園としての機能の強化や子育て支援をさらに進めていくため、保育士などの人材確保と質の向上を進めます。

また、子育て支援としての「豊富町子育てガイドブック」を毎年更新し、発行していきます。

(2) 保育及び子育て環境の向上

安全で衛生的な保育環境を確保するため、老朽化する保育園の改築など施設整備を進めます。

また、社会情勢や保護者のニーズに応じて、子育て環境の向上を図るとともに、認定子ども園^{*}などの創設についても検討を進めます。

(3) 就学前からの切れ目のない児童福祉・教育の推進

乳幼児から就学前、就学後に至るまでの一連の児童福祉の充実を図ります。

また、保育園や子育て支援センター、小学校が連携した情報共有により、子どもの育ちに応じた支援の充実を図ります。

就学後の子どもに対しては、放課後の居場所づくりや健全育成、多様な活動機会の創出を図るための放課後児童対策を推進します。

(4) 関係機関と連携したさまざまな交流機会の創出

子どもの健全育成においては、多世代との交流が欠かせません。そのため、小学校や中学校、高校のほか、老人クラブなどの関係機関と連携した交流の機会を創出します。

主な関連計画など

豊富町子ども・子育て支援事業計画

19 消防・救急

現状と課題

本町の消防は、稚内市、豊富町、猿払村の3市町村をもって組織する稚内地区消防事務組合を昭和48年に発足し、以来広域常備消防体制のもと消防本部を稚内市に置き、本町に豊富支署を設置、予消防・救急救助活動を推進し、町民の生命と財産を保護するため、昼夜を問わず地域社会の安全確保に努めています。

近年、各種災害の大規模化や複雑化が進み、国民保護や救急の高度化などの消防に対する新たな期待とニーズが高まり、消防を取り巻く環境は急速に変化しています。

この変化に的確に対応し、その力を十分に発揮できる持続可能な体制を構築するため、職員の高齢化や救急救命士の不足を解消し、消防業務の高度化、専門化をさらに進めていくことが必要です。

また、地域防災の中核的存在としての役割が期待されている消防団については、人員確保・高齢化などの課題を抱えていることから、青年層などの地域住民が入団しやすい組織づくりと充実強化を図る必要があります。

また、救急業務は、従前にも増して高度で質の高い処置が求められており、救急救命士の養成など医療機関と連携した救命体制の整備が急務であると同時に、救急講習会などを通して応急手当を普及し、非常時には町民一人ひとりが初期対応できるような地域全体での救急体制づくりが求められています。

基本方針

(1) 消防体制の強化・充実

消防体制の強化、充実を図るため、消防車両・水利、耐震化問題と老朽化した施設の整備を計画的に行うことで消防業務の効率化を図り、さまざまな社会環境の変化によって求められる活動の拡大、高度化、専門化をさらに進めます。

また、消防団員の研修や訓練による質的向上、体制の充実を図ります。

(2) 救急体制の強化

救急体制を強化するため、救急救命士の養成と確保を計画的に行い、体制強化を図ります。

また、近年自然災害が頻発し、多様化する災害にも対応できるよう消防職員の技術、知識の向上を図るため、各種講習会などへ参加し救急救助体制の強化を図ります。

災害などの有事の際、町民一人ひとりが助け合えるよう、各事業所や町民の応急手当講習会への参加を高め、救命率・社会復帰率向上に向けた救急普及啓発活動を幅広く行います。

20 防災・交通安全

現状と課題

災害対策基本法の改正に伴い、法に基づいた地域防災計画の見直しが求められています。社会情勢の変化から自主防災組織の強化や充実、災害時要援護者への対策、庁舎や公共施設の耐震化なども今後の重要な課題となっています。

また、これらの取組とあわせて、防災に対する町民のさらなる意識啓発や災害に備えた情報伝達システムの整備、水害などの異常気象に対応した取組が求められます。

交通安全に関しては、子どもから高齢者まで日常の暮らしにおける危険を抑制するため、適切な交通安全対策を講じるほか、町民の交通安全に対する意識高揚が求められます。

基本方針

(1) 地域防災体制の充実

国の法改正を踏まえ、地域防災計画及び国民保護計画の改訂を図るとともに、備品などの確保を行います。

また、まちの防災力を高めるため、庁舎や公共施設の耐震化の検討や定期的な防災訓練の実施のほか、防災に関する町民の意識啓発や自主防災組織の結成促進、災害時要援護者を地域で支え合う体制づくりなどを進めます。

さらに、町民への周知・情報提供としては、防災行政無線や広報車、SNS・FAXなど多様な情報発信方法を活用するとともに、新たなICTなどを活用した情報伝達の多重化を検討します。

主な関連計画など

豊富町地域防災計画
豊富町国民保護計画
豊富町耐震改修促進計画

(2) 交通安全対策の強化

国・道などを含めた関係機関と連携を図りながら、危険箇所における標識やカーブミラーなどの設置、道路・歩道の改良と適切な維持管理を推進し、交通安全対策の強化を図ります。

また、交通安全推進協議会を中心に町内のさまざまな団体が連携し、引き続き街頭啓発や交通安全教室などに取り組むとともに、子どもから高齢者まですべての町民により交通安全運動の展開を図るなど、町民総ぐるみで交通安全意識の高揚を図るための運動を進めます。



21 家庭教育

現状と課題

家庭教育は、全ての教育の出発点であり、子どもが基本的な生活習慣や生活能力、信頼感、情操、思いやり、自尊心や自立心、社会的マナーなどを身につける上で重要な役割を果たしています。

近年では、核家族化や少子化、雇用環境の変化などにより、人との関係が希薄化し、子育ての仕方を学ぶ機会が減ったり、悩みを相談できる人がそばにいないなど、子育てを支える環境が大きく変化しています。このようにさまざまな要因を背景として、家庭の孤立化、時間的、精神的ゆとりがないなどの家庭をめぐる問題も深刻化しています。

子どもが心身ともに明るくのびのびと育つ環境づくりは、家庭での教育が重要であることから、家庭教育に関する保護者への支援を進めることが求められています。

基本方針

(1) 各関係団体と連携した学習・相談機会の提供

家庭におけるコミュニケーションや乳幼児の健全な心身育成と生活習慣などを身につけるため、関係機関と連携して、子育てに関する情報提供や家庭教育に関わる相談や指導を進めます。

(2) 人材育成と家庭教育支援の充実

子育てに関わる地域の学力向上を担う人材の育成と家庭教育支援チームの更なる充実を進めます。また、ブックスタート事業など、乳幼児の発達段階に応じた子育てや教育の支援を推進します。





Autumn & Winter

nature of Toyotomi



22 学校教育

現状と課題

本町は平成30年現在、小学校2校、中学校2校となっていますが、過疎化や少子化の影響から、児童、生徒数は減少が続いています。

教育の目的は、次代を担う子どもたちの自立を促す営みであり、いつの時代も変わらないものです。しかし、少子高齢化や高度情報化などの社会情勢の変化や教育改革など、教育を取り巻く環境は大きく変化しています。

本町においては、各学校の特色を生かして、児童生徒一人ひとりの実態に応じた指導により確かな学力の定着を図り、教育支援委員会を中心に、多様化する特別支援教育に応じた工夫ある教育活動が展開されています。さらに、外国語指導助手（ALT）による外国語活動、地域の人材を活用した情報モラル指導*や職場体験など、社会の変化に対応した教育活動が展開されています。

全国学力・学習状況調査や諸検査の結果を分析し、児童生徒一人ひとりの実態や課題を的確にとらえ、学習習慣や生活習慣の定着に視点をあてた取組が必要です。確かな学力を育み、自立した生き方を支えるために、学校・家庭・地域の教育連携と保・小中高の学校間連携を充実させた「オール豊富」で取り組む教育の推進が求められています。

また、豊富高校間口対策として、魅力アップ支援、通学における交通費支援など、引き続き豊富高校存続に向けた取組が求められています。

基本方針

（1）期待と信頼による学校づくりの推進

地域や子どもの実態を踏まえた明確な学校経営方針に基づく経営改善を推進し、子どもと向き合う時間の確保や教員の資質・能力の育成、研修や服務規律の徹底を図ります。

（2）社会で生きる確かな学力、資質・能力の育成

適切な教育課程の編成や各教科などのつながりと検証改善サイクルを明らかにしたカリキュラム・マネジメント*を実施し、「主体的・対話的で深い学び」を実現する授業改善を実施するとともに、家庭、地域と連携した生活習慣と学習習慣を確立します。また、国際理解教育や情報教育、キャリア教育*の充実を図ります。

（3）特別支援教育の充実

特別支援教育は、切れ目のない一貫した指導や支援が必要なことから、個別支援計画及び個別指導計画を活用し、専門性の向上のための教員研修も実施しながら指導や支援を実施します。

（4）主体的に考え判断する豊かな心の育成

地域や子どもの実態を踏まえた道徳教育の質的転換を図り、道徳科の授業改善や組織的な教員研修の実施を行います。また、いじめの根絶や不登校児童生徒への組織的・計画的な取組を実施するとともに、体験的取組や読書活動を推進して生徒指導や教育相談の充実に努めます。

(5) 人生の基盤となる健やかな体の育成

家庭や地域と連携し、運動習慣の確立や体力向上の取組を実施し、運動が好きになる授業改善を進めます。また、食育の充実や健康教育、安全教育の充実を図ります。

(6) 学びを活かす教育環境づくりの推進

家庭や地域と連携した生活習慣と学習習慣を確立するとともに、コミュニティ・スクールや地域学校協働活動を通して、家庭や地域との学校経営方針を共有し、積極的に子どもの成長を支える体制の強化を図ります。

また、学校及び教員住宅、給食センター、スクールバスなどの計画的な修繕、更新を進めます。

さらに、湯治留学支援制度*を活用した小中高生の受け入れを推進するとともに、豊富高校の存続に向けた取組を強化します。

主な関連計画など

豊富町教育推進計画



23 生涯学習

現状と課題

生涯学習は、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会にあらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かす社会の実現が図られなければなりません。

町民だれもが年齢に関わらず生涯学習に取り組むことができる環境があることは、地域の活性化に大きくつながります。

本町では、教養を高め心身の保持増進を図るための「成人学級」や「木工・手芸講座」「ALT 英会話教室」などの生涯学習の機会があるほか、サークル活動なども広がりを見せています。

町民センターや定住支援センターなど、さまざまな拠点を中心に今後も生涯学習の推進が求められます。そのためには、町民のニーズに応じた生涯学習の機会創出と環境づくり、積極的な情報提供が必要となります。

基本方針

(1) 地域の良さを生かした学習機会の提供

学習活動を推進するため、生涯学習支援アドバイザーを配置するとともに、社会教育事業の充実や指導者・指導体制の充実、社会教育団体の支援、団体交流の促進を図ります。

(2) 社会教育関連施設の整備と有効活用

町民センターをはじめとした各種施設の計画的な整備を進めるとともに、定住支援センター「ふらっと☆きた」の有効活用を推進します。

(3) 青少年の健全育成と社会参加の推進及び指導者育成

放課後に安全・安心な子どもたちの居場所を確保するため「放課後児童クラブ(学童保育)」や「放課後子ども教室チャレンジくらぶ」の充実を図るとともに、子どもたちが集える施設の利用検討を進めます。

また、指導者・リーダー養成と青少年育成体制の推進や団体などへの支援を実施します。さらに、子どもの社会参加、各種体験学習活動の機会の拡充を図ります。

24 スポーツ・文化

現状と課題

「スポーツ基本法」では、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であるとともに、青少年の健全育成や地域社会の再生、心身の健康の保持増進、社会、活力の創造など、スポーツが他面にわたる役割を担うことを明らかにしています。

スポーツやレクリエーションは、町民の心身の発達や健康づくりに大切な役割を担っています。高齢化が進んでいく中でも、町民が健康で元気に活動することが大切になります。

また、競技スポーツでは、一流の選手や指導者に触れることで子どもたちの夢やまちへの誇りの醸成にもつながります。体育やスポーツに関わる既存の団体を中心に、指導者の確保や町民への意識啓発などの課題に取り組みながらスポーツ振興を図ることが求められます。

地域における文化活動は、豊かな人づくりにつながるほか、まちの文化となり価値向上につながります。芸術文化に触れる機会や歴史を知る機会を創出することなどが求められます。

基本方針

(1) スポーツ・レクリエーションの振興

本町では、町民の健康で豊かな生涯スポーツの推進と普及に努めるため「とよみスポーツCLUB」を立ち上げており、今後も関係機関との連携を強化しながらさらなる事業実施を推進します。

また、各種スポーツ活動の推進に向けて、大会やスポーツ教室などの開催、指導者の確保と資質の向上、町民のスポーツへの参加を促すための普及啓発、スポーツ合宿の誘致などの支援を進めます。

スポーツ施設の計画的補修・整備と有効的な活用を進め、スポーツ環境の向上を図ります。

(2) 自主的・創造的な文化活動の支援、推進

芸術文化に触れる機会を創出するとともに、それらの情報を積極的に発信し、町民の参加を促進します。また、文化協会をはじめとした文化活動を行っている団体・サークルの育成及び指導者確保を進めます。

本町の文化財の保護、郷土資料及び伝統の保存や伝承を進めるとともに活用を図ります。

また、町民に対する歴史文化の普及啓発を進め、町民による文化活動を促進します。



25 コミュニティ

現状と課題

人口減少・少子高齢化が進み、地域内の過疎化が進行しています。このような中では、地域ごとのつながりや交流など地域コミュニティがより一層重要になります。地域での支え合いや交流活動、美化活動などは地域力につながるとともにまちづくりの大きな推進力となるほか、子どもたちの地域への愛着にもつながり、さらには町全体の活性化にも効果が期待されます。

基本方針

(1) 地域の特性を活かしたコミュニティ活動の推進

町内会をはじめとする地域ごとの特性を活かした取組や多様なコミュニティ活動を促進するための支援を図ります。そのため、公益的な活動に取り組む町内会やNPO、サークル団体などの連携を促進するとともに、それぞれのコミュニティ組織の強化に対する支援を行います。

(2) 地域活動を支える人材の育成と意識醸成

町内会の安定的な活動基盤のもと、地域コミュニティの中心的役割を持続的に果たしていくことができるよう、地域住民の意識づくりに努めるとともに、町内会への加入促進や運営体制の充実、担い手の確保などに向けた取組を支援します。

また、町民のまちづくりやコミュニティ活動への参加を促すため、まちづくり助成金などの活用や地域活動への関心と協働のまちづくりの意識向上を促進し、地域住民が主体となった課題の解決やまちづくり活動への支援を図ります。



26 行財政・広域行政

現状と課題

人口減少などの社会情勢の変化に伴う税収の減少をはじめ、今後の財政運営はますます深刻化していくことが予想されています。

限られた財源の中でより良いまちづくりを進めるため、社会情勢に対応しながらも計画的かつ効率的に行政運営を行っていかねばなりません。

そのためには、健全な財政運営を進めていくとともに、庁内での連携を深め、効果的な施策や事業についてメリハリをつけて取り組んでいくことが必要です。

また、宗谷管内に位置する本町では、宗谷定住自立圏^{*}の取組や自治体間連携など広域的な連携を進めています。

今後も、近隣市町村との広域連携による効率的・安定的な行政運営を図ることが求められています。

基本方針

(1) 計画的・効率的な行政運営

社会情勢に応じて、より行政サービスを向上させていくよう行政運営に努めます。

交通インフラや社会保障制度など、町民の生活を支える基盤の維持管理を計画的かつ効率的に進めます。

(2) 健全な財政運営

まちの基盤となる財源を適正に運用し、健全な財政運営を進めます。

(3) 庁内の連携や職員の資質向上

庁内の部署間の連携などにより、相乗効果を高めた施策などを推進します。

また、職員同士の情報交換・情報共有の機会を積極的に設けるなど、連携の体制づくりや各職員の資質向上を図ります。

(4) 広域行政の推進

広域行政の利点を活かし、広域的な連携による地域間相互の発展につながる効率的で効果的な行政運営を進めます。加えて、東京都をはじめ各地域との連携を通して、多様な関係人口・交流人口の拡大に努めます。

27 広報・広聴

現状と課題

町民との協働のまちづくりを進めていくため、積極的な広報・広聴は欠かせません。広報「とよとみ」やホームページ、SNSなどの既存の情報発信を充実させることに加えて、情報通信技術を活用した時代に応じた情報発信が求められます。

また、広聴活動は、町民との対話の機会として重要な役割を担うことから、協働のまちづくりを進める上で、今後も広く町民との対話の機会の創出が求められています。

基本方針

(1) 広報活動の充実

地域の情報をわかりやすく迅速に届けるため、SNSなどの多様な媒体を活用して情報発信や情報提供を行います。また、情報発信や情報提供の内容や頻度、手法の充実を図ります。

(2) 広聴活動の充実

まちづくりへの町民の参画を促すため、ワークショップや懇談会など町民意見を集める機会を広く設けます。そして、町民意見などをまちづくりに反映させていきます。

